

令和3年 12月 定例教育委員会

日時 令和3年12月24日(金)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

○ 行事報告及び行事予定について

〔教育総務課〕P.2

【審議事項】

- (1) 議案第32号 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について
〔学校教育課〕当日配布
- (2) 議案第33号 鳥取市立幼稚園管理規則の一部改正について
〔学校教育課〕当日配布
- (3) 議案第34号 鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
〔生涯学習・スポーツ課〕P4.
- (4) 議案第35号 鳥取市歴史文化基本構想の策定について
〔文化財課〕P.10
- (5) 議案第36号 鳥取市立小学校、中学校及義務教育学校職員服務規程の一部改正について
〔学校教育課〕当日配布

【説明・協議事項】

- (1) 鳥取砂丘西側エリアでの滞在型観光施設の整備に係るサイクリングターミナル砂丘の家の今後の取り扱いについて
〔生涯学習・スポーツ課〕P.13
 - (2) 鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関する計画（鳥取市読書バリアフリー計画）策定の進捗状況について
〔中央図書館〕P.14
 - (3) 学校計画訪問の総括について
〔学校教育課〕別冊
- ※説明・協議事項（3）は、鳥取市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき、公開しないこととします。

【報告事項】

- (1) 12月市議会定例会一般質問教育長・副教育長答弁要旨について
〔各課〕当日配布

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
〔1月〕令和4年1月25日（火）13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
〔2月〕令和4年2月28日（月）13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第5会議室

① 行事報告（11月30日～12月24日）

11月	30	(火)	I C Tを活用した授業づくり研修	Web会議による遠隔研修
12月	1	(水)	さじアストロパーク臨時閉館(水道工事のため)	鳥取市さじアストロパーク
			講師研修②(養護助教諭)	集合研修
	2	(木)	講師研修②(小学校講師)	Web会議による遠隔研修
	3	(金)	市議会12月定例会開会	
			中堅教諭等資質向上研修⑥・16年目研修②	Web会議による遠隔研修
	4	(土)	ツイズラリー(～12/5)・因習和紙×麒麟獅子(展示)(～12/26)	仁風閣
	5	(日)	季節のメッセージカードを作ろう!年末・年始の挨拶状を作ろう☆	鳥取市歴史博物館
			河原地域バスケットボール大会	河原町総合体育館
	6	(月)		
	7	(火)		
	8	(水)	みすみ大学	教育委員会用瀬町分室
			民俗行事「八日吹き・すす払い」	河原歴史民俗資料館
	9	(木)		
	10	(金)		
	11	(土)		
	12	(日)	宇宙ふしぎ探検「ふたご座流星群を観察しよう」	鳥取市さじアストロパーク
			クリスマスのおはなし会	中央図書館 用瀬図書館
	13	(月)	ひいな学級	教育委員会用瀬町分室
	14	(火)	青谷町高齢者教室	青谷町総合支所
	15	(水)	常設展示講座	鳥取市歴史博物館
			鳥取大学講義(さじアストロパーク職員担当)	鳥取大学
			だっこのおはなし会	青谷地区公民館
	16	(木)		
	17	(金)	第14回池田家墓所写真コンクール作品展(～1/16)	因幡万葉歴史館
18	(土)	第13回青谷高校授業作品展(～1/10)	あおや郷土館	
		占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館	
		つくろう勾玉!選べる2種類!(こはく勾玉)	青谷上寺地遺跡展示館	
19	(日)	展覧会講座「山根敏子のあゆみ」	鳥取市歴史博物館	
		若手女性イラストレーターによる似顔絵イベント②	仁風閣	
		第25回クリスマス謝恩コンサート	鳥取市さじアストロパーク	
		河原地域バドミントン大会	河原町総合体育館	
20	(月)	中堅教諭等資質向上研修④・6年目研修③	Web会議による遠隔研修	
		声に出してことばを楽しもう	気高図書館	
21	(火)	市議会12月定例会閉会		
		第2回総合教育センター運営協議会	本庁舎6階第3会議室	
22	(水)	期間展示「アストロ宇宙写真展」(～3/13)	鳥取市さじアストロパーク	
		プラネタリウム冬番組「国際宇宙ステーションからの眺め」(～2/13)	鳥取市さじアストロパーク	
		鳥取大学講義(さじアストロパーク職員担当)	鳥取大学	
23	(木)			
24	(金)	12月定例教育委員会	本庁舎6階第4会議室	

② 行事予定（12月25日～1月25日）

12月	25	(土)	史跡鳥取城跡門松・しめ縄設置（～1/14）	史跡鳥取城跡大手門前
	26	(日)		
	27	(月)		
	28	(火)		
	29	(水)		
	30	(木)		
	31	(金)		
1月	1	(土)		
	2	(日)		
	3	(月)		
	4	(火)		
	5	(水)		
	6	(木)	民俗行事「七草がゆ・鳥追い」	河原歴史民俗資料館
	7	(金)	第28回星景写真コンテスト応募締切(当日消印有効)	鳥取市さじアストロパーク
	8	(土)	新春わくわく福BOOK（～10日）	気高図書館
			やまびこ館にGO!鉄道の世界にいらっしやい（～1月16日）	鳥取市歴史博物館
			鳥取R29フォトキャラバン 仁風閣×麒麟獅子舞（～1月30日）	仁風閣
	9	(日)	宇宙ふしぎ探検「冬の月、すばるを観察しよう」(担当：鳥取市さじアストロパーク職員)	国府町コミュニティセンター
	10	(月)		
	11	(火)	新春囲碁大会	河原町コミュニティセンター
	12	(水)	みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
	13	(木)		
	14	(金)		
	15	(土)	郷土史講演会「王舎城の夢～鹿野城主 亀井茲矩の韓国出兵」	中央図書館
			第17回鳥取市児童生徒交流絵画展	あおや郷土館
			動物ポンポン作り（～2月13日）	あおや郷土館
	16	(日)		
	17	(月)		
	18	(火)	青谷町高齢者教室	青谷町総合支所
	19	(水)	みんなでイキイキ音読教室	用瀬図書館
			みんなで楽しむ音読教室	中央図書館
	20	(木)	鳥取県公立図書館協議会	中央図書館
21	(金)	総合教育会議	本庁舎7階第2委員会室	
22	(土)			
23	(日)	講演と紙芝居「赤とんぼの母 碧川かたの生涯」	中央図書館	
24	(月)			
25	(火)	1月定例教育委員会	本庁舎6階第4会議室	

12月定例教育委員会 資料	
年月日	令和3年12月24日
担当課	生涯学習・スポーツ課 さじアストロパーク

議案34号 鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

鳥取市さじアストロパークの開館時間を変更するため、関係規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

鳥取市さじアストロパークの11月から3月までの期間における夜間営業時間の一部を変更します。(第2条関係)

3 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとします。

議案第34号

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正について

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のよう
に改正する。

令和3年12月24日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾 室 高 志

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年鳥取
市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表開館時間の欄第2号ただし書中「午後6時から午後8時」を「午後7時
から午後9時」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市さじアストロパークの開館時間を変更するためである。

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第17号）新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第17号</p> <p>第1条 (略) (休館日及び開館時間)</p> <p>第2条 鳥取市さじアストロパーク（以下「アストロパーク」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>		<p>○鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第17号</p> <p>第1条 (略) (休館日及び開館時間)</p> <p>第2条 鳥取市さじアストロパーク（以下「アストロパーク」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>	
施設名	休館日	施設名	休館日
佐天文台、プラ 治ネタリウム、 天大型望遠鏡及 文び会議室 台	(1) 4月から10月まで 月曜日及び毎月第3火曜 日（これらの日が、国民 の祝日に関する法律（昭 和23年法律第178 号）に規定する休日（以 下(1)から10月までの	佐天文台、プラ 治ネタリウム、 天大型望遠鏡及 文び会議室 台	(1) 4月から10月まで 月曜日及び毎月第3火曜 日（これらの日が、国民 の祝日に関する法律（昭 和23年法律第178 号）に規定する休日（以 下(1)から10月までの
開館時間	開館時間	開館時間	開館時間
午前10時から午後5時1 5分まで。ただし、次の各 号に掲げる期間について は、当該各号に定める日時 を開館時間を含める。	午前10時から午後5時1 5分まで。ただし、次の各 号に掲げる期間について は、当該各号に定める日時 を開館時間を含める。	午前10時から午後5時1 5分まで。ただし、次の各 号に掲げる期間について は、当該各号に定める日時 を開館時間を含める。	午前10時から午後5時1 5分まで。ただし、次の各 号に掲げる期間について は、当該各号に定める日時 を開館時間を含める。
多目的広場	多目的広場	多目的広場	多目的広場

<p>体験農園管理棟</p>	<p>下「休日」という。)である場合は、その直後の休日でない日) (2) 11月から3月まで月曜日及び火曜日(これらの日が、休日である場合は、その直後の休日でない日) (3) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日(以下「休日等」という。)である場合は、その直後の休日等でない日) (1)及び(2)に掲げる日を除く。) (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>	<p>期間 金曜日及び土曜日の午後5時15分から午後10時まで。ただし、金曜日及び土曜日以外の日(休館日を除く。) で、宿泊者及び事前予約がある場合は、午後7時から午後9時までを含む。 (2) 11月から3月までの期間 土曜日の午後5時15分から午後9時まで。ただし、土曜日以外(休館日を除く。)で、宿泊者及び事前予約がある場合は、<u>午後7時から</u> <u>午後9時まで</u>を含む。</p>
<p>体験農園管理棟</p>	<p>下「休日」という。)である場合は、その直後の休日でない日) (2) 11月から3月まで月曜日及び火曜日(これらの日が、休日である場合は、その直後の休日でない日) (3) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日(以下「休日等」という。)である場合は、その直後の休日等でない日) (1)及び(2)に掲げる日を除く。) (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日</p>	<p>期間 金曜日及び土曜日の午後5時15分から午後10時まで。ただし、金曜日及び土曜日以外の日(休館日を除く。) で、宿泊者及び事前予約がある場合は、午後7時から午後9時までを含む。 (2) 11月から3月までの期間 土曜日の午後5時15分から午後9時まで。ただし、土曜日以外(休館日を除く。)で、宿泊者及び事前予約がある場合は、<u>午後6時から</u> <u>午後8時まで</u>を含む。</p>
<p>天体宿泊施設</p>	<p>(1)、(2)及び(3)に掲げる日を除く。)</p>	<p>午後4時から翌日午前10時まで</p>

第3条～第9条
(略)

第3条～第9条
(略)

<p>附 則 (略) 様式第1号~第8号 (略)</p>	<p>附 則 (略) 様式第1号~第8号 (略)</p>
--	--

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正
について

1 概要

令和2年4月1日から鳥取市さじアストロパークでは、出前講座の強化や営業形態の見直しのため、夜間営業の予約制に取り組むこととなった。

来館者には予約制は定着したものの、開館時間の都合上、提供サービス（星空観測会）を受けられない事案も生じている。夜間営業時間の変更については急務と考えており、来館者の利便性向上に向け、次のとおり、規則改正を行うもの。

2 変更点

a. 夜間営業時間

期間	曜日	従来		変更後
		予約	開館時間	開館時間
4月～10月 (上半期)	日～木	要	19:00～21:00	
	金、土	不要	17:15～22:00	
11月～3月 (下半期)	日～金	要	※18:00～20:00	→ 19:00～21:00
	土	不要	17:15～21:00	
星空観測会：4～10月 20:00 スタート、21:00 スタート（特定の土曜日） （事前予約制）11～3月 19:00 スタート				

b. 来館者の声

- 夜間来館者の入館は19:00以降に入館される方が大半となっている。
- 星空観測会の参加者はコテージ及びペンションの宿泊者が多い。
- 下半期の対応時間帯では、宿泊者は食事時間と重なるため星空観測会に間に合わない方がいる。

3 今後の予定

- ・令和3年12月24日 定例教育委員会（規則改正）
- ・令和4年 1月 アストロパーク管理運営委員会報告
- ・ 1月～2月 市報、公式ウェブサイト掲載、パンフ・館内表示等変更
- ・ 4月 1日 運用開始

12月定例教育委員会資料	
年月日	令和3年12月24日
担当課	文化財課

議案第35号 鳥取市歴史文化基本構想の策定について

鳥取市歴史文化基本構想の策定(案)要綱

1 策定の目的

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するため、鳥取市の文化財保護行政の基本的な構想を定めることを目的とします。

2 策定内容

鳥取市歴史文化基本構想

別紙のとおり

(参考)文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第42号)により、国の認定計画と定められた「文化財保存活用地域計画」の前提として策定。

文化財保護法(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)抜粋

(文化財保存活用地域計画の認定)

第百八十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

議案第35号

鳥取市歴史文化基本構想の策定について

鳥取市歴史文化基本構想を次のとおり定める。

令和3年12月24日提出

鳥取市教育委員会
教育長 尾室 高志

記

鳥取市歴史文化基本構想
別紙のとおり

提案理由

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するため、鳥取市の文化財保護行政の基本的な構想である「鳥取市歴史文化基本構想」を定めるためである。

鳥取市歴史文化基本構想の策定について

1. 策定の目的

地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するため、鳥取市の文化財保護行政の基本的な構想を定める。

2. 策定内容

鳥取市歴史文化基本構想

別紙の通り

3. これまでの経過

※平成31年4月1日施行「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、国の認定計画と定められた「文化財保存活用地域計画」の前提として策定に取り組んできました。

【平成30年度】

平成30年12月11日 庁内検討委員会

平成31年3月18日 庁内検討委員会

平成31年3月27日 第1回鳥取市歴史文化基本構想検討委員会

※石造物等の調査を実施

【令和元年度】

令和元年12月24日 第2回歴史文化基本構想検討委員会

令和2年3月25日 第3回歴史文化基本構想検討委員会

※アンケート調査、地域での聞き取り等調査を継続して実施

【令和2年度】

令和2年8月28日 第4回歴史文化基本構想検討委員会

令和3年1月18日 第5回歴史文化基本構想検討委員会

※計画案の取りまとめ、補足調査の実施

令和3年3月1日～26日 パブリックコメントの実施(結果は別紙)

【令和3年度】

令和3年5月24日 検討委員会で最終確認

令和3年6月～11月 星見委員長はじめ専門家委員と表記等を調整(主に学術的内容の修正)

令和3年11月 「鳥取市歴史文化基本構想(案)」を教育委員会に

令和3年12月 市議会文教経済委員会で進捗状況等を報告

定例教育委員会で審議・決議

令和4年1月 完成(令和4年4月より施行)

※発行部数 500部(地区公民館等に配布)

12月定例教育委員会 資料	
年月日	令和3年12月24日
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取砂丘西側エリアでの滞在型観光施設の整備に係るサイクリングターミナル砂丘の家 の今後の取り扱いについて

日本有数の観光地「鳥取砂丘」の魅力アップ・集客力の強化・にぎわいの創出を進めるため、県市で、砂丘西側エリアの再開発に向け、連携協定が締結される。

再開発エリアにサイクリングターミナル砂丘の家（以下、「砂丘の家」という。）が含まれるため、令和4年8月末をもって施設の廃止を進めるものです。

1 経 過

- 令和2年11月 利用者意見交換会
- 令和3年 8月 定例教育委員会で協議
- 令和3年 9月 9月議会定例会文教経済委員会で、砂丘西側エリアでの滞在型観光施設の整備に係る報告（観光・シビック推進課）
- 令和3年10月 小学校長会、中学校長会、
日本ボーイスカウト鳥取連盟東部地区協議会との意見交換

2 砂丘の家の廃止時期について

- 令和4年8月末に施設廃止（利用停止）
- *砂丘の家設置管理条例の廃止条例案は、令和4年6月議会定例会提出予定

3 利用者への周知について

- 令和4年1月以降に、市報、本市ホームページを通じて周知を図る。

【参考】砂丘西側整備に係る主なスケジュール（*R4.1以降は予定）

- 令和2年3月 砂丘西側整備構想（平成16年3月策定）を改訂
- 4月 鳥取砂丘未来会議が県市に鳥取砂丘の上質化を提言
- 令和3年5月 } サウンディング調査の実施・報告
- ~7月 } ※実施結果は本市ホームページ掲載
- 令和4年1月 鳥取県との連携協約発効
- 2月 プロポーザルによる事業者募集開始
- 8月 砂丘の家廃止
- 令和5年4月 新施設オープン予定

12月定例教育委員会資料	
年月日	令和3年12月24日
担当課	中央図書館

「鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関する計画 (読書バリアフリー計画)」策定の進捗状況について

1. 策定の趣旨	
<p>令和元年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）が施行された。この法律には、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する基本理念が定められており、障がいの有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に寄与することを目的としている。</p> <p>また、この法律では、都道府県や市町村においても、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定に努めることとされており、本市においても、「視覚障がい者等の読書環境の整備」について、基本的な施策の方向性を示すとともに取組を推進するための指針として、この計画を策定する。</p>	
2. 計画期間	
令和4年度～令和8年度までの5年間	
3. 計画の基本方針と施策の方向性	
<p>視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無に関わらず、すべての市民が読書活動を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現をめざし、4つの施策の方向性を定め、計画を推進する。</p>	
施 策 の 方 向 性	
方向性1	<p>視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字図書や拡大図書、さわる絵本等のアクセシブル（利用しやすい）な書籍等の収集や電子書籍の導入など、利用しやすい環境等の整備を図ります。
方向性2	<p>インターネットを利用したサービス提供体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスを提供し、資料の利用ができる環境の整備を進めます。
方向性3	<p>端末機器及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、様々な読書媒体を紹介するほか、それらを利用するための端末機器等の情報を提供することを進めます。
方向性4	<p>図書館サービスの人材育成・体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県ライトハウス点字図書館や関係機関と連携し、障がい者サービスの基本的研修等を実施し、司書等の資質の向上を図ります。
4. スケジュール	
<ol style="list-style-type: none"> ① 令和3年8月25日、第1回図書館協議会を開催 策定の目的等を説明 ② 令和3年9月～10月、当事者（視覚障がい者）、支援機関からの聴き取りを実施 ③ 令和3年10月29日、関係各課との庁内連絡会を開催 ④ 令和3年11月18日、第2回図書館協議会を開催 計画素案の説明、協議 ⑤ 令和3年12月、市議会、定例教育委員会にて進捗状況の説明 ⑥ 令和3年12月～1月、市民政策コメント実施予定 ⑦ 令和4年2月、第3回図書館協議会を開催予定 計画最終案策定 ⑧ 令和4年3月、市議会、定例教育委員会にて計画最終案の報告 ⑨ 令和4年3月、市長報告及び計画決定 	

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法) 概要

目的 (1条)

視覚障害者等 (= 視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者) の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念 (3条)

- ・ アクセシブルな電子書籍等 (デイジー図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等) が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍 (点字図書・拡大図書等) が提供されること
- ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務 (4条・5条)

- ・ 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・ 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策 (9条~17条)

- | | |
|---|--|
| <p>①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等 (9条)</p> <ul style="list-style-type: none">・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実・ 円滑な利用のための支援の充実・ 点字図書館における取組の促進 など <p>②インターネットを利用したサービス提供体制の強化 (10条)</p> <ul style="list-style-type: none">・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク (サビエ図書館を想定) の運営への支援・ 関係者間の連携強化 など <p>③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援 (11条)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援※特定書籍・特定電子書籍等 : 著作権法 37 条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等・ 出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など | <p>④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等 (12条)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進・ 著作権者と出版者との契約に関する情報提供・ 出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など <p>⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備 (13条)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 相談体制の整備 など <p>⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援 (14条)</p> <p>⑦情報通信技術の習得支援 (15条)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 講習会・巡回指導の実施の推進 など <p>⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等 (16条)</p> <p>⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等 (17条)</p> |
|---|--|

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化 (7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務 (8条)

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け (6条)

協議の場等 (18条)

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】

(読書バリアフリー基本計画)

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、ダイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害者等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作者人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に
関する計画（鳥取市読書バリアフリー計画）
（案）

（令和4年度～令和8年度）

令和4年3月

鳥 取 市

鳥取市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象	1
4	障がい者支援と視覚障がい者等の読書に係る鳥取市の現状	1
	(1) 障がい者支援	
	(2) 視覚障がい者等への本市図書館における取組と課題	
5	計画の基本方針と施策の方向性	2
	(1) 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等	
	(2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化	
	(3) 端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援	
	(4) 図書館サービスの人材育成・体制整備	
6	計画の推進と評価	4
	(1) 推進体制	
	(2) 計画の周知	
	(3) 評価	
	(4) 評価指標	
	用語解説	6

1 計画策定の趣旨

令和元年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）が施行されました。この法律には、視覚障がい者等（*1）の読書環境の整備の推進に関する基本理念が定められており、障がいの有無に関わらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

また、この法律では、都道府県や市町村においても、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定に努めることとされており、鳥取県では、令和3年3月「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」が策定されました。

本市においても、「視覚障がい者等の読書環境の整備」について、基本的な施策の方向性を示すとともに取組を推進するための指針として、この計画を策定します。なお、施策の推進にあたっては、「鳥取市障がい者計画」、「鳥取市図書館振興計画」、「鳥取市子どもの読書活動推進計画」や「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」など関連計画等との連携を図ります。

2 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、定期的に点検評価を行いながら一層の推進を図ります。

3 計画の対象

読書バリアフリー法第2条第1項で定義されている視覚障がい者等（視覚障がい者、発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者等。なおロービジョン者など障害者手帳の所持の有無は問わない。）をこの計画においても対象とします。

なお、読書環境の整備にあたっては、視覚障がい者等以外の、読書や図書館利用に困難をともなう人への配慮も必要です。

4 障がい者支援と視覚障がい者等の読書にかかる本市の現状

（1）障がい者支援

本市では、これまでも、障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定を行えるよう支援するほか、障がい者の個性に応じた支援を推進するとともに、ライフステージに応じた切れ目ない支援や、社会的障壁の除去と合理的配慮の普及に向けた取組を推進するなど障がい者の自立支援と社会参加の促進に努めることとし、様々な施策、事業に取り組んできました。

また、これまでの障がい者に関わる取組を継続するとともに、本市の障がい者を取り巻

く現状と課題に対応できるよう、「鳥取市障がい者計画（平成27年度～令和5年度）」を策定し、「誰もが自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な地域共生のまち」をめざし、各種施策を着実に推進していくこととしています。

（2）視覚障がい者等への本市図書館における取組と課題

本市には、625人（令和3年4月1日現在）の視覚障がい者（身体障害者手帳保持者）がいます。高齢や病気等で通常の活字サイズでの読書が困難な方や、発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい方、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者等、書籍等の文字媒体の利用が困難な方はさらに多く、今後、高齢化の進展に伴い増加することが予想されます。

本市図書館において、視覚障がい者等が読書を行う主な方法として、次のようなものがあります。

- ・支援者等による対面朗読（対面音訳）（*4）
- ・点字図書（*5）や拡大図書（*6）、さわる絵本（*7）、布の絵本（*8）、LLブック（*9）等の利用
- ・録音図書（音訳図書）（*10）やデイジー図書（*11）の利用
- ・拡大読書器（*12）、デイジー図書再生機、リーディングトラッカー（*13）、リーディングルーペ（*14）などの読書支援機器・用具の利用

今後は、市場で流通する電子書籍（*15）等の普及への対応や、アクセシブルな書籍等（*16）を充実させることと、それらを利用するための端末機器等の整備が必要となります。

また、視覚障がい者等が、読書活動を支援するサービスの存在を知らない、利用が進まない状況を改善するため、これらの取組について、情報発信が求められています。

5 計画の基本方針と施策の方向性

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することにより、障がいの有無に関わらず、すべての市民が読書活動を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現をめざし、4つの施策の方向性を定め、計画を推進します。

- 方向性 1** 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等
（読書バリアフリー法 第9条関係）
- 方向性 2** インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
（読書バリアフリー法 第10条関係）
- 方向性 3** 端末機器及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援
（読書バリアフリー法 第14条・第15条関係）
- 方向性 4** 図書館サービスの人材育成・体制整備
（読書バリアフリー法 第17条関係）

(1) 視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等

【基本的な考え方】 利用者のニーズに応えるため、引き続きアクセシブルな書籍等の収集を継続して行うとともに、利用しやすい環境等の整備を図ります。

具体的な内容

●アクセシブルな書籍等の充実

1. 視覚障がい者等のニーズを把握し、引き続き、点字図書や拡大図書、さわる絵本、布の絵本、LLブック、録音図書、デージー図書等のアクセシブルな書籍等を収集します。
2. 鳥取県ライトハウス点字図書館や鳥取県立図書館などとの連携により、アクセシブルな書籍等の充実を図ります。
3. 身体的な理由等により、図書館への来館が困難な方にも、読書が可能となるよう、電子書籍の導入を検討します。

●円滑な利用のための支援の充実

1. 視覚障がい者等が身近にある図書館を円滑に利用し読書ができる環境づくりを進めます。
2. 拡大読書器や、デージー図書再生機、リーディングトラッカー、リーディングルーペなどの読書支援機器・用具を充実させることにより、読書機会の提供やアクセシブルな書籍等の利用支援に努めます。
3. 視覚障がい者だけでなく、すべての利用者が利用しやすい施設をめざし、ピクトグラム(*17)やわかりやすい表現の利用案内など、館内の案内を充実させるほか、機会を捉えて必要な施設の整備に努めます。
4. 視覚障がい等がある児童・生徒が在籍する学校との連携を図ります。

(2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

【基本的な考え方】

国立国会図書館やサピエ図書館(*18)のサービスについての周知等により、多くの視覚障がい者等が、資料の利用ができる環境の整備を進めます。

具体的な内容

1. 国立国会図書館製作のデージー図書等を、図書館が借り受けし貸出するサービスへの加入の検討を進めます。
2. 点字図書や録音図書に関するデータベースの提供やダウンロードによる貸出を行うことができるよう、サピエ図書館への加入の検討を進めます。

(3) 端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援

【基本的な考え方】

アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について、視覚障がい者等が入手及び習得するために必要な支援等を行います。

具体的な内容

1. 関係機関と連携し、視覚障がい者等に対して、様々な読書媒体を紹介するほか、それらを利用するための端末機器等の情報を提供することに努めます。
2. 日常生活用具給付制度により、アクセシブルな書籍等を利用するためのデイジー図書再生機等の端末機器等の給付を行います。
3. 小・中・高等学校、特別支援学校の学習指導要領で、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と規定しており、また、現在、学校における情報通信技術環境の整備が進められていることも踏まえ、学校関係者等に本計画の趣旨を説明する等、その周知を図ります。

(4) 図書館サービスの人材育成・体制整備

【基本的な考え方】

アクセシブルな書籍等を、利用者が円滑に利用できるよう、司書等を対象とした研修等で、視覚障がい者等に対する図書館サービスについて理解を深める場を設け、司書等の資質の向上を図ります。

具体的な内容

●図書館職員、司書教諭、学校図書館司書等の資質向上

図書館職員、司書教諭、学校図書館司書等を対象に、鳥取県ライトハウス点字図書館や関係機関と連携し、障がい者サービスの基本的研修や支援方法を習得するための研修、読書支援機器の使用方法を習熟するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。また、新たな端末機器やソフトウェアに関する情報獲得に努めます。

6 計画の推進と評価

(1) 推進体制

市関係課、関係機関、関係団体と連携、協力し、本計画の施策の方向性に沿って、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。

(2) 計画の周知

本計画や支援施策の充実を図るため、市のホームページや広報紙で、情報発信を行います。

(3) 評価

各施策の推進状況を評価するための具体的な指標を設定するとともに、定期的に計画の推進状況を把握、評価します。

なお、今後国から具体的な目標や基準等が示された場合は、本計画の指標についても必要な見直しを行います。

(4) 評価指標

施策の方向性	指 標	現 状 (令和2年度)	目 標 (令和8年度)
方向性1	市立図書館所蔵資料		
	点字図書	39冊	300冊
	拡大図書	3,541冊	4,200冊
	LLブック	25冊	100冊
	録音図書(CD)	2,062点	2,300冊
	デイジー図書	0点	25点
方向性2	サピエ図書館 個人登録者数	－ 人	10人
方向性3	読書支援機器・用具給付 件数(日常生活用具給付 制度)	19件	25件
方向性4	障がい者サービス 研修参加人数	－ 人	50人

用語解説

用 語	説 明
*1 視覚障がい者等	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍（*2）について、視覚による表現の認識が困難な者（読書バリアフリー法第2条第1項。） 具体的には、視覚障がい者、発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者等。なお、ロービジョン（*3）者など障害者手帳の所持は問わない。
*2 書籍	新聞、雑誌その他の刊行物も含む。
*3 ロービジョン	何らかの原因により視覚に障がいを受け「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて歩きにくい」など日常生活での不自由さをきたしている状態。
*4 対面朗読 (対面音訳)	視覚による読書に困難を感じている人を対象に、音訳者が対面しながら、書籍をはじめ電化製品の取扱説明書や郵便物など、希望する資料を読むこと。
*5 点字図書	点字によりつくられた図書。
*6 拡大図書	視力が低下した人や、高齢者などにも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組みなおした「大活字本」や、既存の本を読みやすい大きな文字に書きなおして作られた「拡大写本」のこと。
*7 さわる絵本	指で読むために作られた絵本。本の挿し絵は様々な材料で作られており、盛り上がった形となっている。
*8 布の絵本	厚地の台布に絵の部分を、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、紐で留めたり、外したり、結んだりできるようにし、文の部分を手書きした、絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。
*9 LLブック	読むことに困難をともないがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、わかりやすく読みやすい形で提供できるように書かれた本。
*10 録音図書 (音訳図書)	耳で聞いて読書できるように朗読し、その音声を収録したもの。
*11 デイジー図書	視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のための、カセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格。読みたい任意のページに飛ぶなどの機能がある。
*12 拡大読書器	カメラで撮影した文字や画像を拡大して表示することにより、読み書きを支援する機器。

*13 リーディング トラッカー	読みたい行に視点を集中させる読書補助具。ディスレクシア（全般的な知的発達に正常で学習意欲があるにも関わらず、文字の読み書きに限定した困難を有する疾患）や視覚障がいのある人の読書をサポートする道具であるとともに、集中して読書したい人にも便利な道具。
*14 リーディング ルーペ	拡大鏡
*15 電子書籍	電磁的に記録され、電子端末機器を用いて読めるようにした書籍。動画や音声再生可能なものもある。
*16 アクセシブルな 書籍等	視覚障がい者等が利用しやすい書籍（読書バリアフリー法第2条第2項）。 視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍。 例）点字図書、拡大図書、触る絵本、布の絵本、LLブック、録音図書（音訳図書）、視覚障がい者が利用しやすい電子書籍。
*17 ピクトグラム	情報や指示、案内などを、単純化された絵や図形で表したもの。
*18 サピエ図書館	視覚障がい者および視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して、点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。